

【表紙】

| | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2023年11月14日 | |
| 【会社名】 | ナブテスコ株式会社 | |
| 【英訳名】 | Nabtesco Corporation | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 木村 和正 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 | |
| 【電話番号】 | 03-5213-1134 | |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレート・コミュニケーション部長 峯岸 康 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 | |
| 【電話番号】 | 03-5213-1134 | |
| 【事務連絡者氏名】 | コーポレート・コミュニケーション部長 峯岸 康 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 785,700,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年11月14日付で四半期報告書を提出したことに伴い、2023年10月31日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加及び、当該有価証券届出書の添付書類である「2023年12月期第3四半期(2023年7月1日から2023年9月30日まで)の業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

添付書類の削除

「2023年12月期第3四半期(2023年7月1日から2023年9月30日まで)の業績の概要」を削除しております。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自2022年1月1日 至2022年12月31日) 2023年3月24日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期(自2023年1月1日 至2023年3月31日) 2023年5月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日) 2023年8月9日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年10月31日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2023年3月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第20期事業年度)及び四半期報告書(第21期第1四半期及び第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2023年10月31日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自2022年 1 月 1 日 至2022年12月31日) 2023年 3 月24日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第 1 四半期(自2023年 1 月 1 日 至2023年 3 月31日) 2023年 5 月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第21期第 2 四半期(自2023年 4 月 1 日 至2023年 6 月30日) 2023年 8 月 9 日 関東財務局長に提出

事業年度 第21期第 3 四半期(自2023年 7 月 1 日 至2023年 9 月30日) 2023年11月14日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月14日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、臨時報告書を2023年 3 月24日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類である有価証券報告書(第20期事業年度)及び四半期報告書(第21期第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年11月14日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。